



労働災害発生率の高い林業

林業労働災害は、チェーンソー作業中に多く発生しており、林業労働者の労働災害で4日以上の休業を伴う死傷災害のうち約20%がソーチェーンの接触による被災と推定されています。

接触事故で多いのが、伐倒・造材・枝払いといった作業中にチェーンソーのバーの先端がものに触れ、一瞬にして起こる跳ね返り(キックバック)で足を切創するケースです。

「切創事故防止の対策は

チェーンソー防護衣と冷静さ」

岐阜県立森林文化アカデミー 教授●池戸 秀隆

法令改正と特別教育の補講

このため、平成31年2月に労働安全衛生規則の一部改正があり、チェーンソーの切創防止用保護衣着用と造材方法についての補講が始まっています。

また、この改正により既に昨年8月1日からは防護衣の着用も義務化されています。

旧特別教育の資格が有効なのは今年7月31日までですから、未受講の方は補講を受けておく必要があります。

さて、この法令改正の背景を考えてみると「刃が回転している時、バー先の上部がものに当たるとキックバックが起こり跳ねたチェーンソーが足に当たるので、バー上部に物が接触しないよう操作してください」と言わば注意喚起していたのが旧特別教育でした。

しかし、現場では木が倒れるときに起こる芯抜けなどを防ぐため「芯切り」と言ってバーの先端を使った「突っ込み切り」を行ったり、伐倒時の支障となる灌木を切り払ったりする場合があります。

この作業でキックバックが起こることがあり、アツーと思った瞬間に足がジンとなって、やってしまったという経験をお持ちの方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

今回の補講では「万が一、秒速20メートル以下で回転するチェーンソーの刃がキックバックして足に当たっても、身体まで至らず保護してくれる保証(切断防止クラス)とされた防護ズボンやブーツを着用し、身を守りましょう」というものです。

リスクアセスメントしてみる

防護衣なしの場合では、極めて重大な負傷を負うことから、何らかの低減対策が必要になり、防護衣を着用することで、切創が身体まで達しなくなり、軽微なケガで済むので「これならリスクを許容して作業できますね」ということになります。

普段の仕事では時間に追われ自分のペースをオーバーし、危険を感じること

もあると思いますが、そんな時こそ、慌てず冷静になれば、事故を避け、人が活かされ、森林の整備がすすめられていくことにもつながるのではないのでしょうか。

※なお、林業労働災害防止協会の補講は4月時点では、新型コロナウイルス感染防止対策で補講が延期されていますので詳細はお問合せください。

林災防の問合せ

☎058-275-0192

簡易リスクアセスメント

作業種	災害の可能性	災害の重大性	リスクへの対応
普通の作業衣で伐木造材作業し切創する	たまに起こる△	極めて重大×	△× レベル4 抜本的対策を実施
<低減対策> 防護衣の着用	たまに起こる△	軽微○	△○ レベル2 特に対策の必要なし

※レベル3以上は回避か低減対策が必要